

## 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに津波避難ビル等の指定について

### 1 目的

東日本大震災の経験を受けて、平成25年6月に災害対策基本法（以下「法」という。）が改正され、切迫した災害の危険から逃れるための「指定緊急避難場所」と、一定期間滞在し、避難生活を送るための「指定避難所」の指定制度が平成26年4月から施行されました。これに伴い、国は、平成28年5月に防災基本計画を修正するとともに、平成29年3月に、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（以下「手引き」という。）を定め、指定緊急避難場所の指定基準や手順等について整理をして示しています。

本市では、地域防災計画に基づいて、現行として、「水害避難所」、「広域避難場所」、「避難施設」、「津波避難ビル」等を指定しているところですが、法施行を受けて、手引き等を参考にしたうえで、本市としての「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」並びに「津波避難ビル」等の指定基準を定め、順次、指定を進めていくものです。

### 2 指定緊急避難場所及び指定避難所等

#### (1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、切迫した災害の危険から逃れるための場所で、政令で定める基準（法施行令第20条の3）に適合する施設又は場所を災害の種類（洪水・内水氾濫・崖崩れ・地震・津波・高潮・大規模火災・火山現象）ごとに市長が指定します。

#### (2) 指定避難所

指定避難所は、災害の危険性があり、避難した住民等が災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、又は災害により家に戻れなくなった住民等が一定期間滞在するための施設として市長が指定します。また、指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができます。

#### (3) 指定に伴う施設管理者等の同意の必要性

指定緊急避難場所又は指定避難所に指定された場合、施設管理者等は、施設の廃止や改築を行う際、市長への届出義務が生じるほか、災害時には、施設本来の目的での使用が制限されるため、指定にあたっては、施設管理者等に同意を得る必要があります。

### 3 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の基本的な方針

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行うにあたり、本市が従来から指定している「広域避難場所」、「水害避難所」、「避難施設」については、政令で定める指定基準に

概ね適合することから、災害の種類に応じた、指定緊急避難場所及び指定避難所としての指定を行います（別表1「指定緊急避難場所・指定避難所等の指定基準表（案）」、別表2「指定緊急避難場所・指定避難所等の名称対照表（案）」参照）。

なお、「津波避難ビル」については、津波災害における指定緊急避難場所の指定基準と異なることから、今後の指定にあたっては「4 津波避難ビルの指定について」のとおりとします。

#### 4 津波避難ビルの指定について

##### (1) 本市における津波避難ビルの指定の取組

本市における津波避難ビルの指定は、他自治体に先駆け、昭和50年代から地域防災計画に基づき、津波避難ビルの協定について取組を進めています。

平成24年度には、「藤沢市建築物を津波避難ビルとして使用するための協定の締結に関する要綱」（以下「津波避難ビル協定要綱」という。）を制定し、津波避難ビルの指定基準として、耐震安全性を備えていること、建築物に3階以上（想定される浸水深が3m以上の津波浸水想定区域内においては、4階以上）の部分があること等を定めています。しかし、津波避難ビル協定要綱制定以前に指定した津波避難ビルの中には、旧耐震基準（昭和56年6月以前着工）の施設もあり、耐震安全性が不明な施設もあります。

##### (2) 津波避難ビルに関する国からの技術的助言

平成29年7月に国が発出した「津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について（技術的助言）」（以下「技術的助言」という。）において、津波避難ビルについては、指定緊急避難場所として指定されることが望ましいとされています。津波避難ビルを指定緊急避難場所として指定する要件は、耐震安全性を備えていること、津波浸水想定区域内に立地する場合には、加えて、耐波安全性を備えていることが必要であるとされています。しかし、耐波安全性を確認するためには、津波による圧力や浮力を考慮するなど高度な専門性を要する診断が必要になり、津波避難ビルの施設管理者等に新たな負担が生じることになります。また、他自治体の状況をみても、津波避難ビルの指定にあたって、耐波安全性を要件に求めている事例は確認できていません。

##### (3) 技術的助言を踏まえた本市の対応

津波浸水想定区域内にある、既存の津波避難ビル及び新たに津波避難ビルとして協定を締結する施設に対しては、現状として、耐波安全性の確認が現実的には難しいことから、今後、国や近隣他市等の動向や技術の進展等を注視しながら、津波避難ビルの指定緊急避難場所としての指定のあり方について検討していきます。

また、技術的助言の中では、指定緊急避難場所の要件に合致しない施設について、津波避難ビルとして指定を継続する場合には、地域住民に施設の抱える課題について

周知するよう求められています。このことを踏まえて、現行の津波避難ビルの指定を継続するにあたり、施設管理者等の同意のもと、施設の耐震安全性や耐波安全性について周知を図ることとします。なお、耐震安全性が不明な施設については、耐震診断を行うよう、施設管理者等へ促すとともに、診断の結果、耐震基準を満たさない施設については、耐震化工事が促進されるよう、計画建築部と連携して取り組んでいきます。併せて、津波避難ビルの指定対象区域について、現在は、JR東海道線以南とされていますが、津波浸水想定区域内及びその周辺地域の整理を進めます。

津波避難ビルの耐震安全性や耐波安全性の診断状況や立地場所に応じた今後の対応案については、別表3「津波避難ビルの今後の指定について（案）」のとおりとします。

## 5 今後のスケジュール（予定）

平成 30 年 3 月	藤沢市防災組織連絡協議会において説明 指定緊急避難場所・指定避難所等指定基準策定及び津波避難ビル協定要綱改正
平成 30 年度	指定緊急避難場所・指定避難所の指定（本市が所有する施設） 津波避難ビルの管理者等及び地域住民との調整
平成 31 年度 ～平成 32 年度	指定緊急避難場所・指定避難所の指定（県有施設・民間施設等） 津波避難ビルの管理者等及び地域住民との調整

以 上

【別表1】指定緊急避難場所・指定避難所等の指定基準表（案）

区分	災害の種類	指定基準
指定 緊急 避難 場所	洪水（内水氾濫を含む）	次のいずれかの条件を満たす施設とする。 1 洪水浸水想定区域図（平成18年、19年、30年神奈川県公表）に示される、境川、柏尾川、引地川、目久尻川、小出川の浸水想定区域外に立地していること。 2 上記浸水想定区域内に立地する場合には、洪水（内水氾濫を含む）に対して安全な構造で、想定水位以上の高さに避難スペースがあること。
	崖崩れ	次のいずれかの条件を満たす施設とする。 1 土砂災害警戒区域 区域図（平成23年、24年神奈川県公表）に示される、土砂災害警戒区域外に立地していること。 2 上記土砂災害警戒区域内に立地する場合には、原則としてRC造（鉄筋コンクリート造）又はSRC造（鉄骨鉄筋コンクリート造）等であること。
	地震	昭和56年の建築基準法施行令改正により導入された新耐震基準に適合している、若しくは耐震診断や耐震改修により耐震安全性が確認されている施設であること。
	津波	次の条件を満たす施設とする。 1 平成27年3月に神奈川県により公表された「津波浸水想定図」に示される、津波浸水想定区域内及びその周辺にあること。 2 昭和56年の建築基準法施行令改正により導入された新耐震基準に適合している、若しくは耐震診断や耐震改修により耐震安全性が確認されていること。 3 津波浸水想定区域内の施設にあつては、津波防災地域づくりに関する法律第56条第1項に掲げる基準 <sup>※1</sup> に適合していること。
	高潮	※高潮については、現在、神奈川県による高潮浸水想定区域の指定が行われていないため、今後、区域指定に合わせて検討を行うこととする。
	大規模火災	多数の人員を収容でき、火災が延焼拡大した際に、火災の輻射熱や煙から逃れ、生命の安全を確保できる空地等とする。 <sup>※2</sup>
	火山現象	噴火に伴う降灰等から逃れ、屋内に滞在できる施設とする。

※1 津波防災地域づくりに関する法律第56条第1項第1号の国土交通省令で定める技術的基準については、津波防災地域づくりに関する法律施行規則第31条による。また、具体的な構造方法については、「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件」（平成23年国土交通省告示第1318号）による。

※2 「大規模火災」の指定緊急避難場所に学校施設等を指定する場合は、グラウンド等の空地を指定緊急避難場所とする。

区分	指定基準
指定避難所	<p>次の条件を満たす施設とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の生活の場として、十分な面積を有していること。</li> <li>2 速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を配布することが可能な構造又は設備を有していること。</li> <li>3 昭和56年の建築基準法施行令改正により導入された新耐震基準に適合している、若しくは耐震診断や耐震改修により耐震安全性が確認されていること。</li> <li>4 原則、災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。</li> <li>5 物資搬送車両が乗り入れできるような道路に面し、乗り入れに十分な駐車場を備えていること。</li> </ol>
福祉避難所 (二次)	<p>避難施設での生活が困難な要配慮者が、福祉避難所（二次）等へ移動するまでの間、一時的に避難する施設とする。地区防災拠点本部が設置される市内13地区の市民センター・公民館を指定する。</p>
福祉避難所 (二次)	<p>災害時における要配慮者の緊急受入等に関する協定を締結した、高齢者・障がい者等の福祉施設等とする。災害時において、福祉避難所（二次）としての本来機能が果たせるよう、市民等に対する平時からの公表は行わないこととする。</p>
津波避難ビル ※3	<p>次の条件を満たす施設とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 昭和56年の建築基準法施行令改正により導入された新耐震基準に適合している、若しくは耐震診断や耐震改修により耐震安全性が確認されていること。</li> <li>2 RC造（鉄筋コンクリート造）又はSRC造（鉄骨鉄筋コンクリート造）等であること。</li> <li>3 施設に3階以上（平成27年3月に神奈川県により公表された「津波浸水想定図」において浸水深3メートル以上の区域においては、4階以上）の部分（共同住宅である場合は共有の部分）があること。</li> <li>4 施設内部又は屋上部分等の外部を津波から一時的に避難できるスペースとして利用できること。屋上部分等を利用する場合には、防護柵の設置等の転落防止策が講じられていること。</li> <li>5 共同住宅である場合にあっては、廊下及び階段室等の共有部分を津波から一時的に避難できるスペースとして使用できること。</li> </ol>
津波一時避難場所	<p>平成27年3月に神奈川県により公表された「津波浸水想定図」に示される、津波浸水想定区域内及びその周辺にあり、多数の人員を収容できる空地等とする。また、津波浸水想定区域内の空地等にあっては、想定浸水深以上の高さがあり、生命の安全を確保できることとする。</p>

※3 津波避難ビルとしての指定を受けた施設は、耐震安全性（津波浸水想定区域内にあっては、加えて、耐波安全性）の状況について示すこととする。

【別表2】指定緊急避難場所・指定避難所等の名称対照表(案)

※( )は平成30年1月時点の施設数 現行の名称	新名称	根拠法等	備考
避難施設(81)	指定避難所	災害対策基本法	
	指定緊急避難場所(地震・火山現象)		
水害避難所(75)	指定緊急避難場所(洪水・崖崩れ)		
広域避難場所(24)	指定緊急避難場所(大規模火災)		
津波避難ビル(215)	津波避難ビル ※詳細については「別表3 津波避難ビルの今後の指定について(案)」参照	藤沢市地域防災計画	
津波一時避難場所(3)	津波一時避難場所		
福祉避難所 (市民センター・公民館)(13)	福祉避難所(一次)		
要配慮者緊急受入施設(41)	福祉避難所(二次)		災害時等において、福祉避難所(二次)としての本来機能が果たせるよう、平時からの公表は行わないこととする。

※指定緊急避難場所・指定避難所等の指定にあたっては、3年程度の期間を要する見込みであることから、指定が完了するまでの間は、現行の名称を使用することを基本とする。

【別表3】津波避難ビルの今後の指定について(案)

区域 ※( )内は平成30年 1月時点の施設数	安全性の状況		指定区分		今後の対応	
	耐震安全性	耐波安全性	指定緊急避難場所 (津波)	津波避難ビル		
津波 浸水 想定 区域 内 ※1 (114)	あり	あり	○	○	「指定緊急避難場所(津波)・津波避難ビル」※3として指定する。	
		不明	×	○	耐波安全性が不明であることを明示し、「津波避難ビル」としての指定を継続する。	
		なし	×	○	耐波安全性がないことを明示し、「津波避難ビル」としての指定を継続する。	
	不明	不明	×	△	①耐震安全性が不明であることを明示したうえで指定を継続する。 ②耐震診断を行うよう施設管理者等へ促す。 ③耐震診断の結果、耐震安全性がないことが判明した場合は、指定を解除することを原則とする。ただし、地域の実情に応じて、必要と認められる場合には、耐震安全性がないことを明示したうえで、「津波避難ビル」としての指定を継続する。	
津波 浸水 想定 区域 外 (101)	浸水 想定 区域 周辺 ※2	あり	/	○	○	「指定緊急避難場所(津波)・津波避難ビル」※3として指定する。
		不明		×	△	①耐震安全性が不明であることを明示したうえで指定を継続する。 ②耐震診断を行うよう施設管理者等へ促す。 ③耐震診断の結果、耐震安全性がないことが判明した場合は、指定を解除することを原則とする。ただし、地域の実情に応じて、必要と認められる場合には、耐震安全性がないことを明示したうえで、「津波避難ビル」としての指定を継続する。
	その他の 区域	あり 不明	/	×	×	指定を解除することを原則とする。

※1 津波浸水想定区域は、平成27年3月に神奈川県により公表された「津波浸水想定図」に示される区域とする。

※2 浸水想定区域周辺とは、津波浸水想定区域を含む町字単位の地域であって、津波浸水想定区域を除いた部分を基本とする。

※3 津波に対する指定緊急避難場所の要件に合致する津波避難ビルについては、指定緊急避難場所(津波)としての指定も行うものとするが、地域住民等にとっての分かりやすさの観点から、津波避難ビルの名称で統一して周知を行うことを基本とする。